

決 議

平成30年度からの国民健康保険（国保）の県単位化により、奈良県は、県内39市町村で異なる国保の保険料を平成36年度に統一すると発表した。医療費適正化計画の取組により、想定より医療費の削減が進まず、保険料の値上げが避けられない場合は、医療機関の診療報酬単価（1点10円）を引き下げる「地域別診療報酬」を国に求めることを検討するとしている。

財政制度等審議会財政制度分科会においても、奈良県が「地域別診療報酬」の導入を検討することに対し、国が後押しするとしている。

この報道を受け、日本医師会は「地域別診療報酬」について、これまでと同様に、「医療は社会全体で均一に維持され、誰もが等しく受益できる公共的なサービスであると同時に社会的共通資本である。したがって、医療は、地域によって分け隔てなく、全国一律の単価で提供すべきである」として、一貫して反対の姿勢を示している。

また、社会保障審議会医療保険部会においても、医療提供側だけでなく、全国知事会や保険者側の委員からも積極的な活用に慎重な意見が相次いで出されている。

診療報酬は、医療機関の利益のためではなく、医療従事者の確保、最新の医療の提供のための医療経営に必要不可欠な原資であり、「地域別診療報酬」が導入されると、医療従事者の県外への流出、医療機関の経営悪化による廃業が相次ぎ、県民が安心して良質な医療を受けらなくなることが懸念される。

以上のことから、県民の医療を守るため、次の事項を決議する。

記

一、「地域別診療報酬」の導入には断固反対する。

平成30年5月24日

第195回奈良県医師会臨時代議員会

決 議

平成30年度からの国民健康保険（国保）の県単位化により、奈良県は、県内39市町村で異なる国保の保険料を平成36年度に統一すると発表した。医療費適正化計画の取組により、想定より医療費の削減が進まず、保険料の値上げが避けられない場合は、医療機関の診療報酬単価（1点10円）を引き下げる「地域別診療報酬」を国に求めることを検討するとしている。

財政制度等審議会財政制度分科会においても、奈良県が「地域別診療報酬」の導入を検討することに対し、国が後押しするとしている。

この報道を受け、日本医師会は「地域別診療報酬」について、これまでと同様に、「医療は社会全体で均一に維持され、誰もが等しく受益できる公共的なサービスであると同時に社会的共通資本である。したがって、医療は、地域によって分け隔てなく、全国一律の単価で提供すべきである」として、一貫して反対の姿勢を示している。

また、社会保障審議会医療保険部会においても、医療提供側だけでなく、全国知事会や保険者側の委員からも積極的な活用に慎重な意見が相次いで出されている。

診療報酬は、医療機関の利益のためではなく、医療従事者の確保、最新の医療の提供のための医療経営に必要不可欠な原資であり、「地域別診療報酬」が導入されると、医療従事者の県外への流出、医療機関の経営悪化による廃業が相次ぎ、県民が安心して良質な医療を受けらなくなることが懸念される。

以上のことから、県民の医療を守るため、次の事項を決議する。

記

一、「地域別診療報酬」の導入には断固反対する。

平成30年5月24日

第195回奈良県医師会臨時代議員会